

国立大学法人筑波技術大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

〔 学 長 裁 定 〕
平成 27 年 3 月 30 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日

大学の研究活動等は、社会からの信頼・負託によって支えられています。公的研究費の不正使用は大学の社会的信用を失墜させる行為であり、その管理については大学の責任において適正に行わなければなりません。国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえて、不正使用根絶に向け、本学における公的研究費及びその他本学の資金の適正な運営・管理に取り組むため、次のとおり不正使用防止に関する基本方針を策定しましたので、公表いたします。

- 1 管理・運営に関わる者の役割、責任の範囲と権限について明確化し、責任体系を学内外に公表する。
- 2 不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
- 4 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な管理を行う。
- 5 公的研究費の使用ルール等が適切に情報共有される体制を構築する。
- 6 不正使用が起きない環境づくりを目指し、全学の観点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。